［介護支援専門員　資料２］

主任介護支援専門員について

Ⅰ　主任介護支援専門員の資格について

Ⅱ　主任介護支援専門員更新研修修了者の

介護支援専門員証の更新について

Ⅲ　主任介護支援専門員研修の受講要件について

Ⅳ　主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

Ⅴ　主任介護支援専門員に関するＱ＆Ａ

　　※介護支援専門員証の更新については、「［介護支援専門員　資料１］

　　　介護支援専門員証の更新について」を参照してください。

山口県長寿社会課地域包括ケア推進班

平成３１年(2019年)　　３月　作成

令和　６年(2024年)　　５月　改訂

Ⅰ　主任介護支援専門員の資格について

（１）主任介護支援専門員の資格取得及び更新について

◆　主任介護支援専門員の資格（以下、「主任資格」という。）を取得するには、主任介護支援専門員研修（以下、「主任研修」という。）を修了することが必要です。なお、主任研修を受講するためには、「Ⅲ　主任介護支援専門員研修の受講要件について」で説明する要件を満たす必要があります。

◆　主任資格の更新制度が平成28年度から導入され、５年間の有効期間が設定されました（平成26年度までに主任資格を取得した者は経過措置あり）。

主任資格を更新するためには、主任資格の有効期間内に、主任介護支援専門員更新研修（以下、「主任更新研修」という。）を修了することが必要です。なお、主任更新研修を受講するためには、「Ⅳ　主任介護支援専門員更新研修の受講要件について」で説明する要件を満たす必要があります。

　　◆　主任更新研修は、主任資格の有効期間満了日の前々年度から受講可能です。

（２）主任介護支援専門員の資格取得及び更新に関する手続きについて

　　◆　主任資格の取得及び更新においては、必要な研修の修了以外、別途手続きは不要です。

◆　主任資格には介護支援専門員証（以下、「専門員証」という。）のようなものはなく、主任研修及び主任更新研修の修了証明書が資格を証明するものとなり、修了証明書に記載されている有効期間において、主任資格を有していることになります（平成27年度までに主任資格を取得した者の初回の有効期間は次項のとおりです。）。

専門員証の更新は別途手続きが必要です。

（後述Ⅱを参照）

　　　　介護支援専門員の資格を証明するもの　　　…　専門員証

　　　　主任介護支援専門員の資格を証明するもの　…　主任研修及び主任更新研修の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　修了証明書

　　　　※主任介護支援専門員として就労するためには、この二つが必要です。

（３）主任介護支援専門員の有効期間について

　　◆　平成27年度以降に主任資格を取得した者の有効期間は５年間であり、その有効期間は研修の修了証明書に記載されています。主任資格の更新を行う場合は、主任資格を取得した主任研修修了日を基準に、５年ずつ有効期間が延びていきます。

　　◆　平成26年度までに主任資格を取得した者の初回の有効期間は修了証明書には記載されておらず、以下の日までが有効期間となります。

　　　　　平成23年度までに取得した者　…　平成31年(2019年)３月31日まで

　　　　　平成24～26年度に取得した者　…　令和 ２年(2020年)３月31日まで

　　当該者が主任資格の更新を行う場合は、初回に主任資格を更新した主任更新研修修了日を基準に、５年ずつ有効期間が延びていきます。

　　◆　主任資格を保有している者は、主任資格の有効期間（主任研修及び主任更新研修の修了証明書に記載されている有効期間）と、介護支援専門員そのものの有効期間（専門員証に記載されている有効期間）の、２種類の有効期間があることになります。

　　　　どちらか一方でも有効期間が切れると主任資格が喪失します。また、専門員証の有効期間が切れると、主任資格が有効期間内であっても、当然ながら介護支援専門員としての業務に就けなくなります。

　　　　資格の更新を行う方は、二つの有効期間が切れることがないよう、計画的に更新研修を受講するよう注意してください。

Ⅱ　主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の更新について

（１）介護支援専門員証の更新に必要な研修の免除について

　　◆　専門員証の更新を行うためには介護支援専門員更新研修の受講が必要ですが、現在保有している専門員証有効期間満了日の５年前の日の翌日～有効期間満了日までの間に主任更新研修を修了した場合、この主任更新研修により専門員証の更新が可能です。（介護支援専門員更新研修は受講免除となります。）

　　◆　主任更新研修の修了により専門員証の更新を行う場合は、必ず、主任資格と専門員証の双方の有効期間満了日の前に主任更新研修が修了するようにしてください。

主任更新研修は主任資格有効期間満了日の前々年度から受講可能ですが、専門員証の有効期間満了日までに主任更新研修を修了できない可能性がある場合は、先に専門研修課程Ⅱ等の介護支援専門員更新研修を受講しておいてください。

　　◆　なお、主任資格を新規に取得する主任研修の修了では、専門員証更新に必要な研修は免除とならないため、注意してください。

（２）主任更新研修修了による専門員証更新の際の専門員証有効期間について

　　◆　主任更新研修修了により専門員証の更新を行う場合、更新後の専門員証の有効期間を、主任資格と合わせるか、主任資格と合わせず通常どおり５年間とするか、選択が可能です（主任資格の有効期間を短縮することはできないため、合わせる場合は専門員証の有効期間を短縮して調整します）。

主任更新研修修了

主任資格

主任資格と合わせる場合

⇒専門員証の有効期間は5年より短くなる

更新前　主任５年

更新後　主任５年

更新後　専門員証５年未満

専門員資格

更新前　専門員証５年

主任資格と合わせない場合

⇒専門員証の有効期間は5年

更新後　専門員証５年

　　◆　専門員証の有効期間を主任資格と合わせた場合、更新後の専門員証の有効期間は、初回は５年より短くなりますが、有効期間の管理がしやすくなります。これらを踏まえた上で、「有効期間を合わせる／合わせない」を選択してください。

　◆　なお、主任更新研修修了時点で有している専門員証の有効期間満了日が、更新前の主任資格の有効期間満了日より早い場合は、専門員証の有効期間を主任資格に合わせることができません。（専門員証の有効期間が制度で定められている５年を超えてしまうため。）

主任資格に合わせる更新は不可

⇒専門員証の有効期間が５年を超えてしまうため、主任資格に有効期間を合わせる更新はできません。

主任更新研修修了

主任資格

専門員資格

更新後　専門員証５年以上

更新後　主任５年

更新前　専門員証５年

更新前　主任５年

更新後　専門員証５年

主任更新研修修了時点で有している専門員証の有効期間満了日が、更新前の主任資格の有効期間満了日より早い場合

主任資格に合わせない更新は可

　　　　このパターンに該当する者が、専門員証の有効期間を主任資格に合わせることを希望する場合は、主任更新研修修了前に、専門員証更新のための研修受講及び専門員証更新を済ませる必要があります。（各有効期間と研修開催日程の関係で、実質的に当該対応ができない場合があります。）

主任更新研修修了

専門研修課程Ⅱ等修了

更新前　主任５年

更新後　主任５年

主任資格

専門員資格

更新前　専門員証５年

更新後　専門員証５年

更新後

専門研修課程Ⅱ等の修了により先に専門員証を更新することで、主任更新研修修了時点での専門員証有効期間満了日が、更新前の主任資格有効期間満了日より後となり、専門員証と主任の有効期間を合わせることができる。

（３）主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の更新手続きについて

　　◆　主任更新研修修了者が専門員証の更新手続きを行う場合も、必要な書類は通常の専門員証更新手続きと同様です。この際、「更新に必要な研修の修了証明書」として、主任更新研修の修了証明書を添付してください。

　　◆　専門員証の更新手続きが可能な時期は、以下のとおりとなります。

　　　　　有効期間を主任資格と合わせる場合

　…　更新後の主任資格の有効期間開始日から、現に有する専門員証の有効期間満了日の１か月前まで

有効期間を主任資格と合わせない場合

　…　現に有する専門員証の有効期間満了日の４か月前から、同１か月前まで

　　◆　専門員証の有効期間と主任資格の有効期間を合わせるか否かの意思確認については、介護支援専門員証交付申請書（第６号様式）により行います（様式中に主任資格と合わせるか否かの選択欄がありますので該当箇所にチェックしてください）。

　　◆　当該手続きは、介護支援専門員証の更新に係る手続きであり、主任資格に係る手続きではありません。

　　　　専門員証と主任資格の有効期間を合わせる場合も、介護支援専門員の資格を証明するものは介護支援専門員証であり、主任介護支援専門員の資格を証明するものは研修の修了証明書です。介護支援専門員証に「主任」の文言が記載される訳ではありません。

　　　提出書類等は「［介護支援専門員　資料１］介護支援専門員証の更新について」を確認してください。

Ⅲ　主任介護支援専門員研修の受講要件について

　　主任介護支援専門員研修を受講するためには、次の要件を満たす必要があります。

居宅サービス計画等を提出し、その内容から利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、受講申込み時点において、下記の要件（１）～（３）をすべて満たす者。

（１）山口県内の地域包括支援センター（ブランチを含む（注６））（以下「地域包括支援センター」という）、居宅介護支援事業所その他の事業所等（注１）において、現に介護支援専門員として勤務していること。（注２）

（２）介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であること。具体的には、以下のアからオのいずれかに該当すること。

　　ア　専任（注３）の介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して５年（６０か月）以上である者。（ただし、管理者との兼務は期間として算定できる（注３）ものとする。）

　　イ　「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成１４年４月２４日付け老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（注３）の介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して３年（３６か月）以上である者。（ただし、管理者との兼務は期間として算定できる（注３）ものとする。）

　　ウ　介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イの（３）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者（注５）として、現に地域包括支援センターに配置されている者。

　　エ　現に地域包括支援センターに勤務している者であって、当該地域包括支援センターにおいて主任介護支援専門員として配置が予定されている者。（ただし、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有する者とする。）

　　オ　介護支援専門員として従事した期間（注４）が通算して５年（６０か月）以上であって、介護支援専門員に対する法定研修の講師を務めた者。（ただし、山口県介護支援専門員協会から介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者として推薦のあった者とする。）

（３）直近の修了した研修が、「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修である者。（基礎課程の受講により専門研修課程Ⅰの受講が免除になっている者を含む。）

注１　次の事業所、施設等（以下「事業所等」という。）を対象とします。

　　①　居宅介護支援事業所

　　②　特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者

　　③　小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者

　　④　介護保険施設

　　⑤　介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者

　　⑥　介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者

　　⑦　介護予防支援事業者

　　⑧　地域包括支援センター

注２　注１に定める事業所等において介護支援専門員として勤務している場合であっても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っている場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、サービス計画の作成を行っていない場合は該当しません。

注３　「専任」とは、常勤かつ専従の介護支援専門員としての勤務を指します。なお、専任の介護支援専門員として勤務した居宅介護支援事業所の管理者との兼務期間は算定できます。

注４

　　①　「従事した期間」は、注１に定める事業所等において従事した期間を対象とします。ただし、(2)のア、イの場合は専任（注３）の介護支援専門員として従事した期間が対象となります。(2)のオの場合は専任、兼任を問いません。

　　　　また、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた期間や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行い、サービス計画の作成を行っていなかった期間は対象となりません。

　　②　従事した期間は次により算定することとします。

　　　・受講申込み時点で算定してください。

　　　・端数の日数は３０日を１か月とし、３０日に満たない期間は切り捨ててください。

　　　・病気休業、育児休業等による休職期間を除きます。

注５　「主任介護支援専門員に準ずる者」とは、「地域包括支援センターの設置運営について」（平成１８年１０月１８日付け老計・老振・老老発第１０１８００１号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）の６の(1)の③に定める者をいいます。

注６　ブランチとは、H18厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」の４の（１）に規定する、地域住民の利便を考慮し、地域住民に身近なところで相談を受け付け、地域包括支援センターにつなぐための窓口をいう。

Ⅳ　主任介護支援専門員更新研修の受講要件について

　　主任介護支援専門員更新研修を受講するためには、（１）～（４）のいずれかの要件を満たす必要があります。なお、（１）（３）（４）は申し込み時点を基準とします。

（１）資格を有する期間内（過去５年間以内）に、介護支援専門員法定研修及び日本（山口県）介護支援専門員協会(地域協会を除く)が開催する介護支援専門員に係る研修の講師の経験がある者。

（２）知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間で、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで） かつ、いずれかの年度内に４回以上参加した者。ただし、法定研修のファシリテーターとして前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から従事した経験（他都道府県で行われる法定研修でファシリテーターとして従事した経験を除く。）について、５時間あたり法定外研修１回に置き換えることができる。

※山口県外からの登録移転者については、勤務する(勤務していた)事業所が属する都道府県が受講要件として認めている研修に限る。

※研修講師は、その証明により研修を受講したものとする。

（３）資格を有する期間内（過去５年間以内）に、日本ケアマネジメント学会及び日本（都道府県）介護支援専門員協会が開催する研究大会及び介護保険研究大会において、介護支援専門員に関する事例等について演題発表した経験がある者。

（４）日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー。

◆要件（２）法定外研修の受講パターン例

※前回更新（もしくは新規取得）した年度の３年後に主任更新研修を受講するとした場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 受講要件を満たすパターン | 受講要件を満たさないパターン |
| 前回の主任更新研修修了年度（または主任研修修了年度） | １回 | ０回 | ４回（全て県外） | ２回 | ２回 | ６回（全て県外） |
| 〃　　の１年後 | ４回 | ０回 | ４回(うち２回県外) | ２回 | ４回 | １回 |
| 〃　　の２年後 | １回 | ８回 | ２回 | ２回 | １回 | ２回 |
| 今回の主任更新研修受講年度（　〃　　の３年後） | ２回 | ０回 | ０回 | ２回 | ０回 | ０回 |

「計８回以上」受講しているが「いずれかの年度内に４回以上」の要件を満たさない

「いずれかの年度内に４回以上」受講できているが、「計８回以上」の要件を満たさない

「６回の県外受講のうち４回までしか認められない」ため、「計８回以上」の要件を満たさない

■　主任介護支援専門員更新研修の受講要件拡充について（令和５年１１月～）

主任介護支援専門員研修の受講要件(２)について、令和５年１１月から、法定研修（注１）のファシリテーター実働時間を主任更新研修の受講要件に加える拡充を行いました。

＜改正前＞

(２)　知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで）かつ、いずれかの年度内に４回以上参加した者

　＜改正後＞

(２)　知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで）かつ、いずれかの年度内に４回以上参加した者。ただし、法定研修のファシリテーターとして前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）に従事した経験（他都道府県で行われる法定研修でファシリテーターとして従事した経験を除く。）について、５時間あたり法定外研修１回に置き換えることができる。

注１　法定研修とは、下記のとおりです。

①介護支援専門員実務研修

②介護支援専門員専門/更新研修（専門研修課程Ⅰ）

③介護支援専門員専門/更新研修（専門研修課程Ⅱ）

④介護支援専門員更新研修（実務経験なし）　⑤介護支援専門員再研修

⑥主任介護支援専門員研修　⑦主任介護支援専門員更新研修

◆この拡充により、ファシリテーターとしての実働経験と法定外研修を計８回分となるように組み合わせることによって、主任更新研修の受講要件を満たすことも可能になりました。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年次 | 法定外研修 | ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ実働 | 単年度内４回要件 |
| 前回の主任更新研修修了年度（または主任研修修了年度） | １回 | ０時間 | ― |
| 　〃　　の１年後 | ２回 | １０時間（２回分） | ○（計４回分） |
| 　〃　　の２年後 | １回 | ４時間 | ― |
| 　〃　　の３年後 | ０回 | ６時間 | ― |
| 合計 | ４回 | ２０時間（４回分） |  |
| 合計８回要件 | ○（計８回分） | 計１０時間（２回分） |

※山口県内の法定研修におけるファシリテーター実働時間のみ対象

（法定外研修及び県外の研修でのファシリテーター実働時間は対象外）

Ⅴ　主任介護支援専門員に関するＱ＆Ａ

|  |  |
| --- | --- |
| 問１ | 受講要件（２）の「前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、８回以上（他都道府県で開催される研修は８回のうち４回まで）かつ、いずれかの年度内に４回以上参加」とあるが、どの期間にどのように要件研修に参加すればよいのか。 |

（答）　前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間で、合計８回以上、かつ、いずれかの年度で４回以上参加すればよい。

|  |  |
| --- | --- |
| 問２ | 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員更新研修を受講する必要があるか。 |

（答）　主任介護支援専門員更新研修を修了した者は、介護支援専門員更新研修は免除となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 問３ | 主任介護支援専門員研修を受講した場合も、主任介護支援専門員更新研修と同じように更新研修が免除されるのか。 |

（答）　免除されない。

主任介護支援専門員更新研修を受講した場合は介護支援専門員更新研修を受講したとみなされるが、主任介護支援専門員研修を受講したことでは、介護支援専門員更新研修は免除されない。

|  |  |
| --- | --- |
| 問４ | 主任介護支援専門員更新研修を修了した場合、介護支援専門員証の有効期間更新の手続は必要か。 |

（答）　主任介護支援専門員更新研修を修了しただけでは、介護支援専門員証の有効期間は更新されないため、主任介護支援専門員更新研修修了後、介護支援専門員証の有効期間内に更新手続を行う必要がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 問５ | 主任介護支援専門員更新研修はいつから受講できるか。 |

（答）　前回修了した主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修の修了証明書に記載されている有効期間満了日の前々年度から受講可能。

|  |  |
| --- | --- |
| 問６ | 主任介護支援専門員更新研修を受講しなかった場合はどうなるか。 |

（答）　主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が満了した場合は、主任としての資格が喪失となる。介護支援専門員証の有効期間内であれば、介護支援専門員としての業務に従事することは可能。

|  |  |
| --- | --- |
| 問７ | 主任介護支援専門員資格を更新しなかった場合、再度主任介護支援専門員の資格を得るにはどうすればよいか。 |

（答）　主任介護支援専門員更新研修を受講せず資格が喪失した場合は、再度主任介護支援専門員研修を受講する必要がある。

|  |  |
| --- | --- |
| 問８ | 介護支援専門員証の有効期間が満了した場合も主任介護支援専門員資格は有効か。 |

（答）　介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、介護支援専門員資格失効と同時に、主任介護支援専門員資格も喪失する。

ただし、主任介護支援専門員資格の有効期間内に、介護支援専門員証有効期間が切れた場合でも、再研修修了により新たに介護支援専門員証の交付を受けることで主任介護支援専門員の資格は再び有効となる。

|  |  |
| --- | --- |
| 問９ | 受講要件（２）のファシリテーターとして従事した経験とは、どの期間にどのように従事したものが受講要件として算定されるのか。 |

（答）　法定研修のファシリテーターとして従事した経験について、受講要件として算定可能となる期間は法定外研修と同じく、前回の主任介護支援専門員更新研修の修了日の翌日（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修の修了日の翌日）から、次に受講する主任介護支援専門員更新研修が修了する前日までの期間である。

上記の期間内にファシリテーターとして従事した時間を積算し、５時間あたり法定外研修１回を受講したことと同様に扱う。これを法定外研修の受講回数と合わせて、計８回以上、かつ、いずれかの年度で４回以上となるように参加すればよい。